

財務省、厚生労働省、  
農林水産省、経済産業省、告示第二号  
環境省

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等  
に関する法律施行規則（平成七年大蔵省・厚生  
省・農林水産省・通商産業省令第一号）第七条の  
四第一号イ及びロの規定に基づき、主務大臣が定  
める市町村を次のように定め、公布の日から適用  
する。

令和元年九月十日

財務大臣 麻生 太郎  
厚生労働大臣 根本 匠  
農林水産大臣 吉川 貴盛  
経済産業大臣 世耕 弘成  
環境大臣 原田 義昭

（次のよう）は、省略し、その関係書類を環境  
省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進  
室、経済産業省産業技術環境局資源循環経済課、  
財務省理財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省  
医政局経済課及び農林水産省食料産業局バイオマ  
ス循環資源課食品産業環境対策室に備え置いて縦  
覧に供する。）